

回 覧

栃木市自治基本条例 施行記念講演会

9/21(金) 午後7時～

栃木文化会館

入場無料
申込不要

これからは

市民がまちづくりの主役です!

講 師：児玉 博昭氏（白鷗大学法学部教授）

演 題：「栃木市自治基本条例の目指すもの」

日 時：平成24年9月21日（金） 午後7時開演

（午後6時30分開場 8時30分閉演予定）

場 所：栃木市栃木文化会館 小ホール



栃 木 市

栃木市役所 総務課

T E L : 0 2 8 2 - 2 1 - 2 3 1 1

F A X : 0 2 8 2 - 2 1 - 2 3 2 3

M A I L : soumu@city.tochigi.lg.jp

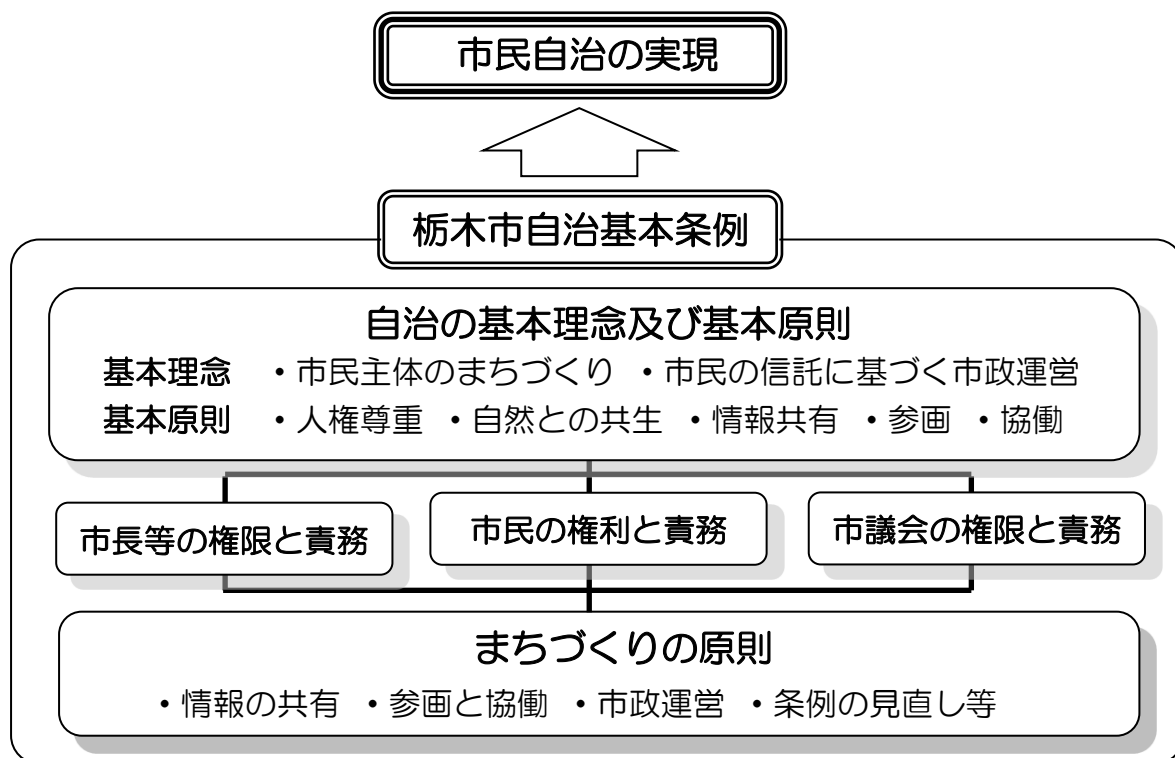
○ 栃木市自治基本条例とは . . .

自治基本条例とは、市民自治の実現を大きな目標として、まちづくりを行うための基本ルールを定める条例です。

平成12年から始まった地方分権改革により、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められています。また、栃木市では合併のメリットを最大限に活かすためのまちづくりを行う必要があります。

これらの理由から、まちづくりの基本ルールである自治基本条例が必要だと考えまして、本年6月に栃木市自治基本条例を制定しました。そして4カ月の周知期間を経た10月1日から施行します。

この条例の施行により、市民がまちづくりに参画するための基本的なルールが明確になり、市民の意見も市政に反映されやすくなります。また、行政側がこの条例に基づいて市政運営を行うことで、市民が市政に参画するための環境が整備され、市民協働のより一層の促進が期待できます。



○ 講師プロフィール

児玉 博昭氏

白鷗大学法学部教授（政策学・行政学）、前・栃木市自治基本条例市民会議委員長